

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

SK2024141、27-077、28-004

③ 施設の情報

名称：社会福祉法人京都府社会福祉事業団 桃山学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：畑段 隆浩		定員（利用人数）：30名	
所在地：京都市伏見区桃山町遠山 50			
TEL：075－611－3136		ホームページ：https://ksj.or.jp/	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和 29 年 4 月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人京都府社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：	21名	非常勤職員10名
有資格 職員数	社会福祉士	3名	臨床心理士1名
	介護福祉士	1名	准看護師1名
	保育士	2名	栄養士1名
	精神保健福祉士	2名	
施設・設備 の概要	（居室数）2人部屋	12室	（設備等）食堂、相談室、遊戯室
	1人部屋	6室	浴室、親子入所帰園室、学習室 等

④ 理念・基本方針

【理念】

- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たすこと
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

【基本方針（法人）】

- 1 利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
- 2 地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団

3 人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

【基本方針（施設）】令和7年度運営方針

社会的養護が必要な児童が、健やかでより良い人間関係を築くための豊かな人間性・社会性を身につけ、地域社会での自立を目指して養育するとともに、家庭復帰を目指す児童や家族に対して支援する。

「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ、関係機関や地元団体等と連携を図り、できるかぎり家庭的な養育環境に近づけて、様々な人との関りや生活体験を通して、自己肯定感の回復・形成等健全な成長を支援する。

また、「施設の多機能化・高機能化」の推進に向けて退所児童へのアフターケアを充実させ、卒園児との繋がりを強化する取組みについても開始する。

職員の専門的知識・技能の習得等に努め、ニーズに応じた支援の充実を図る中で、新たな心理的アプローチの検討・試行を行うなど、専門性を活かした多面的なサポートを行う。

安全委員会方式《外部機関（学校／児童相談所など）と施設職員で組織した委員会》による「児童と共に暴力を無くし、安心・安全な施設生活を維持するための取組み」を継続するとともに、人権擁護研修やアンガーマネジメント研修の開催など、外部機関や地域委員の力を借りながら、風通しの良い施設環境を守る。

⑤施設の特徴的な取組

- 課題の多い子ども達や家族を含めた支援について、心理担当職員や家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチにより個別対応を行っている。
- 「安心・安全な施設生活」のために、安全委員会を立上げ、子ども達、職員が一丸となって暴力の無い施設生活を目指す。
- 若年層職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修、外部研修への参加等、人材育成とスキルアップに取り組む。
- 人権擁護・虐待防止を目指し、各種の取組みを実施。
- 施設内の支援だけでなく、社会資源を利用し、社会自立後のアフターケア支援の強化
- 自立支援担当職員を配置しこれまで以上に、アフターケアの充実を図っている
- 京都中小企業家同友会との協働による就労体験の取組みを進める
- 同一敷地内に障害児入所施設があるという全国唯一の強みを活かした取組みを進める

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年7月11日（契約日）～ 令和8年5月11日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

児童養護施設桃山学園は、虐待や幼少期における養育者との愛着形成に課題がある児童に対して、心理担当職員や家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチにより、できる限り良好な家庭的環境のもと、児童個々の状況に応じたきめ細やかな個別対応や家族を含めた支援を行っています。また、豊かな人間性や社会性を身に付け、生活力をつけることや将来の自立生活をイメージできるように、施設内外にてプレ家庭生活の体験（「あたり前の生活体験事業」）を行い、より家庭に近い小集団での体験を通して、地域社会で自立できることを目指して運営をされています。

◇特に評価の高い点

経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

入所児童を児童養護施設から離れた居住スペースで職員と一緒に個別宿泊体験をさせ家庭生活の疑似体験をさせる「あたりまえの生活体験事業」が軌道に乗り、児童の自立支援を充実させるための体制整備を進めています。個別的な関わりを重視した小規模養育が求められる中で、ハード面や人員配置などを変えずに充実した生活体験を児童に提供することを目指し、地域小規模児童養護施設（グループホーム）の設置・運営に向けた取組を進められています。

こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

利用者の権利を擁護する内容を基本方針に定めるとともに、施設全体で人権擁護研修に取り組まれています。時代や社会の動向に即して性的マイノリティについての記載を「京都府社会福祉事業団職員倫理綱領」の「日常生活サービス支援指針について」に追記し、正しい知識を得るため職員研修も行われています。

「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

現在の入居者層に高校生が多いこともあり、退所後のケアに関する取組や工夫を多く聞き取ることができました。積極的に学校や施設外での関係性構築や体験機会づくりに取り組まれています。なかでも数年来の交流がある京都中小企業家同友会との連携による就労体験や定例面談会の開催（1回／月）等の取組は、こどもたちが多様な働き方や生き方を知る機会になっていることや、保護者や措置機関職員、施設職員以外大人の意見を聞くことができる貴重な場になっており、大人との関係づくりや社会生活への意識の醸成につながっていることがうかがえます。

◇改善を求められる点

本第三者評価事業の評価基準の視点において、現時点において特に改善が望まれる点は見受けられませんでした。本第三者評価事業の趣旨を十分に理解いただくこ

とで、前回受診後も評価基準にも沿った改善が適切に行われ、継続した支援と実践がなされています。法人及び施設運営に関する「中期運営計画」並びに施設の運営方針、重点事項に沿って、めざす将来像の実現や風通しの良い施設環境と福祉サービス・支援の維持・発展に継続的に取り組まれることを期待しています。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

御評価いただきました内容を真摯に受け止め、法人及び施設のそれぞれの役割を今一度点検し、更に子ども達や地域社会に必要とされる組織運営・サービス向上を目指します。

幼児期から学童期を中心に成長発達の著しく多感な時期の子ども達の養育に携わる機関として、心身共に健康に身近な大人との信頼関係を築き沢山の経験を積み重ねながら、それぞれ子ども達が将来、自分らしい生活を送るための力を身に付けるお手伝いをする事はもちろん、社会情勢や時代の変化に合わせて、柔軟な視点と発想を持って具現化し、子ども達にとってよりよい生活の場を提供出来るように努めていきます。そのひとつの手段である地域小規模児童養護施設の開設を目指し、地域の中に子ども達が安心かつのびのびと生活出来る場所を確保し、子ども達主体の生活が送れるよう、引き続き関係機関と調整・連携を図っていきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 基本理念がホームページ・パンフレットに記載され、年度始めの「学園便り」でも保護者、関係者に周知していることを確認した。子どもたちには、広報誌にルビをふって読みやすくしており、毎月開催している「子どもとの話し合い」の年度はじめての回で説明し、掲示も行っていることを確認した。また、内部共有のグループウェア「ガルーン」の掲示板にも掲載し、毎朝の引継ぎや課内会議など全員で唱和しており、職員に対する取組がなされていることを聞き取った。運営計画策定にあたり、「京都府家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を元に事業計画が策定されており、職員の意見反映の仕組みとして、各課での意見交換が実施されている。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 国、府、市の情報収集のため、責任者、職員が「伏見区本所地域子どもネットワーク連絡会及び伏見区本所地域要保護児童対策地域協議会代表者会議（令和 7 年 5 月 19 日付け資料）」にて確認した。「近畿児童養護協議会」等各種の会議に参画しており、都道府県の推進計画立案にも参画して、職員に共有していることをグループウェア「ガルーン」にて確		

認した。特徴や変化は児童相談所からの措置傾向などを分析しており、地域小規模多機能型を検討している。コスト分析は、毎月、管理者会議で月次経営分析や運営状況等が報告されていることを聞きとった。2025 年度より委託を受けて「妊娠 SOS 相談支援事業」を開始。相談員として臨床心理士、助産師 2 名 1 チームが 1 日 3 時間 SNS 相談を受けており、月 1 回の京都府・市合同会議でケース共有を行い、ニーズ等状況把握に努めていることを聞き取った。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
〈コメント〉 法人管理会議で月次分析がなされており、事業団全体でチームを設置して横断的に運営に参加し検討が行われている。中期運営計画提案や見直しのため、副園長が出席して進められていることを各施設からの担当者が参加している「サービス向上推進幹事会」の令和 7 年第 1 回議事録で確認した。課題においても「苦情解決連絡調整委員会」で「苦情解決の取り組み状況報告（令和 7 年度上半期、令和 6 年度下半期）」状況報告がなされていることを確認した。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
〈コメント〉 「中期運営計画～利用者満足度向上を目指して～」の次期 5 カ年計画の策定に向けて、検討と反映が行われていることを若手職員で構成される「KSJ 未来づくり 20 人委員会ネクストメンバー議事録」にて確認した。「京都府社会福祉事業団・組織運営体制表」「中期運営計画及び指定管理事業計画の実行について」からも検討状況を確認した。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
〈コメント〉 年度計画策定の議論が、法人本部事業計画に基づく「中期運営計画及び指定管理事業計画の実行について」に基づき検討していることをヒアリングとグループウェア「ガルーン」を閲覧して確認した。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
〈コメント〉 京都府各課と協議した上で、半期毎に進捗状況を確認し、理事長のヒアリング等も開催される等、組織的な対応が図られていることを「中期運営計画及び指定管理事業計画の実行について」にて確認した。		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 自立支援計画を作成し策定時に保護者に周知している。また、施設広報誌『桃山学園だより』に事業計画を掲載し、施設内に掲示するほか、保護者や関係機関に配布している。入所児童にも「子どもとの話し合い」や普段の生活の中で個別にわかりやすく伝えていることを聞き取った。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 「令和7年第1回サービス向上推進幹事会議事録」にて取組が報告されていることを、グループウェア「ガルーン」で確認した。「中期運営計画及び指定管理事業計画の実行について」に基づき、進捗状況を半期に一度、役職者会議にてチェックを行っていることを聞き取った。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 第三者評価の自己評価結果についての報告書で、結果の分析や今後の改善策を検討し、事業計画などへも反映させていることを報告書の現認とヒアリングで聞き取った		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 理事長はじめ、全ての管理職をホームページに掲載している。理事長や施設長の役割や責任について、「桃山事務分担表」で明文化されている。理事長は事業団広報誌『ふれあい』で自らの役割と責任について述べていること、各施設に訪問して中期的な運営ビジョンである中期運営計画を職員に対面で説明し、理事長と対話する座談会を行うなど、リーダーシップを発揮している現状を聞き取った。「法人共通のキャリアパス要件及び階層別		

育成計画」「桃山学園児童養護施設キャリアパス（2019年3月更新）」に管理者の役割と責任が明確化され、共有されていることをグループウェア「ガルーン」で確認した。		
11	Ⅱ―1―（1）―② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 理事長から役職者及び全職員に発信され、「本部研修計画表」等で周知していることを確認した。社会的養護施設長研修会に参加し、最新情報や福祉施策の動向をグループウェア「ガルーン」で資料共有の上、直接説明などを行い職員への周知が図られていることを確認した。		
Ⅱ―1―（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ―1―（2）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 日々の職員の業務遂行状況や記録、毎日の引継ぎ会や職員会議での報告から、サービスの質の向上につながるよう課題や問題点の把握に努めていることを「養護課課内会議（令和7年12月4日）」の議事録及び「全体会議・課長会議等報告書（令和7年10月2日）」にて確認した。		
13	Ⅱ―1―（2）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 法人で毎月行われる「施設長会議」において経営分析を行っていることを、会議資料で確認した。また3年前から始めた個別宿泊体験や、施設外での一定期間の一人暮らし体験の取組、今後の小規模施設での支援実施に向けた職員増員の検討など、支援の実行性を高める試みが行われていることを聞き取った。		

Ⅱ―2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―2―（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―2―（1）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 年度ごとに人材育成計画が定められていることを令和7年度の計画で確認した。法人キャリアパスがあり、各職員の人事考課シートには充足度の評価項目が設定されていることを確認した。「エルダー制度」があり、新入職者には半年間特定の先輩がサポートする仕組みが「スターティングサポートの手引き」に記載されている。		
15	Ⅱ―2―（1）―② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 職員倫理綱領、就業規則、給与規定や採用計画において、職務上における行動基準、人事基準が明記されている。キャリアパス要件において、各階層の「期待する職員像」が明確		

化され設定されていることを確認した。現在は、昇級昇格の明確な基準はないが、導入して3年目となる人事考課の仕組みの中で、面談時の職員の意向確認も踏まえて検討がされている。		
Ⅱ―2―（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―2―（2）―① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の実態を定期的に確認し、法人全体で有給休暇取得や時間外勤務の縮減に取り組んでいること、定期的に職員セルフチェックを実施するとともに人事考課面談時のヒアリングを利用して各職員の状況や希望の把握に努めていること、勤務表作成時には計画的な年休取得を職員とも相談して設定するなどの工夫がされていることを聞き取った。「事業団職員安全衛生管理規定第18条」により職員がいつでも安心して保健指導が受けられる体制を整備していることや、職員アンケートの実施と分析・評価・業務見直し、毎年のストレスチェックの実施と分析・評価・業務見直しがされている。		
Ⅱ―2―（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ―2―（3）―① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
＜コメント＞ 人事考課制度ではキャリアパスによる目標等が定められていることを「KSJ 研修の手引き」の記載から確認した。		
18	Ⅱ―2―（3）―② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
＜コメント＞ 「京都府社会福祉事業団研修手引きおよびキャリアパス」により法人としての年間研修計画、「KSJ 研修の手引き」により年間研修計画が策定され、法人研修、所内研修、派遣研修などが実施されていることを確認した。研修終了後は報告書が提出・保管され、研修の理解度を管理職が把握するなどの取組を確認した。		
19	Ⅱ―2―（3）―③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
＜コメント＞ 資格取得や研修受講履歴が人事管理システムで管理され、職員一人ひとりの状況を把握していること、エルダー制度によりOJTの仕組みがつけられていること、各階層に必要な研修や業務上必要な研修が実施されていることを確認した。外部研修について、派遣研修として参加希望の聞取りを事前に行っていることや、研修内容に応じて復命報告を行い、職員間で共有がされていることを確認した。		
Ⅱ―2―（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ―2―（4）―① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞		

受け入れ体制について「実習生の受け入れマニュアル」があり、基本姿勢が文書で明示されている。実習生の指導は資格保有職員が担当し、学校側との実習報告会や懇談会への参加等を通じて連携がなされていることを「令和7年度実習発表・懇談会について（ご案内）」で確認した。研修参加については、「事業報告書及び決算書」での報告事項に記載されている。

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ 法人ホームページに理念、基本方針並びに事業内容が明記され、事業計画、事業報告、予算・決算情報の情報公開がされていること、第三者評価機関による結果報告や苦情対応等の公表がされていることを確認した。パンフレットや『桃山学園だより』、Instagramでの発信が行われていることを確認した。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ 経理規程や法令の基づき適切な処理に努めるとともに、公認会計士による指導や助言をもとに改善に努めていること、公認会計士の資格を有する監事からの指導、京都府による調査の機会を活用し、多角的な目でチェックと経営分析・改善に取り組んでいる実態を聞き取った。法人本部から業務指導推進役、事務局長によるチェック・監査が行われており、京都府による定期監査も年1回受審している。なお、監査法人グラビタスによる「独立監査人の監査報告書」においても指摘事項はなく、常に経営改善を意識して取り組んでいることを聞き取った。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 中長期計画と事業計画に地域連携が盛り込まれており、体育振興会や少年補導員会にも役員として参画し、餅つきイベント等にも積極的に参画していることを聞き取った。園内だけの活動ではなく、地域の商業施設「イズミヤ」等への買い物、希望に応じた園外での通塾や習い事等にも参加できるよう配慮していることを聞き取った。		

24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> 「R7 年度事業計画 2. 地域や企業、大学等との協働による京都府施策・事業の推進」で基本姿勢が明文化されており、受入れに際しては「桃山学園児童養護課ボランティア受け入れ実施要領」に文書化されていること、ボランティア受入れが実際になされていることを確認した。地域の学校教育等への協力は、「学校学園連絡会」に記載されている「桃山学園施設見学・説明会のお願い」等で確認した。		
Ⅱ—４—（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 関係機関等の資料として「学校関係」と表記された資料がパウチファイルにまとめられ、いつでも活用できる体制が整えられていることを現認した。学校学園連絡会を通して関係機関・団体との連絡会を開催していること、自立支援担当職員、里親支援専門相談員の各会議に職員を派遣していること、京都中小企業家同友会の協力によりアフターケアにも努めていること聞き取った。		
Ⅱ—４—（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 地域の各種団体に所属し、『桃山東だより』の編集員を担う等の取組をはじめ、地域ネットワーク会議への参加など積極的に地域情報の把握に努めている。地域住民からの預かり依頼の相談も受けており、施設機能の地域還元を進めるなど、地域福祉向上に取り組んでいる。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 地域貢献としてフードロス対策、短期入所事業の実施など、社会福祉事業にとどまらない事業・活動の実施内容を聞き取った。地域のライオンズクラブ、ロータリークラブ等各種団体と交流し、学園祭や交流会といった事業の実施などにつなげている。保存食の備蓄を別棟で３日分保管しているなど、災害時に備えた取組も行っている。佛教大学社会福祉士対象の１・２回生、京都光華大学からも実習受入れを行い人材育成に努めていることを「精神保健の課題と支援」の資料で確認した。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ こども本位の養育・支援

	第三者評価結果
Ⅲ—１—（１） こどもを尊重する姿勢が明示されている。	

28	Ⅲ—１—（１）—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 法人理念に定めがあること、指定管理者として応募するに際し、性的マイノリティ、虐待禁止など新しい考え方に基づき令和７年１２月策定「京都府社会福祉事業団 職員倫理綱領」の中に「第３ 日常生活サービス支援指針について」を追記したことをグループウェア「ガルーン」のデータファイルで確認した。研修への取り組みについて「人権擁護研修ファイル」内「虐待防止研修公開要領」で内容・出席者の記載を確認した。虐待防止委員会を月１回開催しており「桃山学園事故防止」「桃山学園虐待防止委員会（身体拘束をなくするための検討委員会）R8.1.22 レジューメ」にて確認した。時代に即してマイノリティについて正しい知識を得るための研修を行っていることを「児童養護施設関係者連絡協議会 R6.9.2 性の多様性を知る～自分らしさが尊重される関係づくり」の外部研修関係（参加）ファイル内にて確認した。		
29	Ⅲ—１—（１）—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<コメント> 「京都府福祉事業団個人情報保護規定」に基づき「桃山学園プライバシー保護マニュアル」が策定され、周知がなされている。文書共有だけでなく、より分かりやすく理解できるよう「職員倫理綱領の改正について」との説明動画を作成し配信している。毎月「自立支援面談」を実施し、職員で共有している。児童にはヒアリングを実施し、安全委員会での対応としても活用していることを「11月自立支援面談」用紙で確認した。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 法人パンフレット、施設パンフレット、『桃山学園だより』や「R7 年度生活のしおり」「R7 年度ガイドブック」などはマニュアル更新時に改定記録を明記して方針を反映している。他にもこども向けの説明用写真なども作成しており、可能な限りわかりやすい説明となるよう配慮されていることを各種ツールで確認した。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 説明、面談、見学を実施しており、転園の場合は土曜、日曜の対応等柔軟に対応しており、年少の児童は短期体験なども実施していることを聞き取った。同意においては「生活のしおり」に児童のサインをもらうなどの配慮がされていることを書面で確認した。意思決定の困難な児童には、随時写真や「自立支援桃山学園の取り組み」などのツールを使用して説明を行っていることを確認した。京都中小企業家同友会の就労体験実習の際も配慮した実施がされている。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への	a

	移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	
<コメント> 支援内容の変更は、児童相談所などの関係機関と連携してケース会議が開催され、著しい変更のないよう配慮されていることを「R7 年ケース会議議事録」にて確認した。アフターケアにおいても「引継ぎファイル手引き」「退所をされる皆さんへ」「船出のためのナビ」などを活用し、必要な情報を提供していることを確認した。		
Ⅲ—１—（３）こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 「R7 年度満足度調査結果について（報告）」にてアンケート調査が実施されていることを確認した。「意見箱（希望の箱）」に児童からの意見を得て対応している。「子ども会記録」「R7 年度意見箱投函意見及び回答について」を R8. 1. 19 報告書にて、意見集約、検討、対応がなされていることを確認した。「子どもの意見表明支援事業」にて挙げられた意見への対応は、議事録にて報告されていることを確認した。「R7. 11 児童との話し合い報告書」から、児童との話し合いが定期的になされていることを確認した。		
Ⅲ—１—（４）こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 苦情受付フロー図が整備されており、「R7 年度 苦情解決連絡調整委員名簿」「苦情解決連絡調整委員会 1 件 苦情解決の取り組み状況報告（令和 7 年度上半期）」にて苦情記録、対応、報告がなされる仕組みが構築されていることを確認したが、現状苦情申し立てはない。ホームページ公開はしないという法人全体での規定となっているため桃山学園も公開はしないと決められている。		
35	Ⅲ—１—（４）—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
<コメント> 毎年の満足度調査、毎月の児童との話し合い、自立支援面談、意見箱の設置・周知に加え、「神殿権利擁護専門員」についてのリーフレットを作成し説明がされている。プライバシーに配慮した学習室、相談室、宿直室等での相談を行い話しやすい環境を作っていることを現認、児童のヒアリングでも聞き取った。毎月、京都中小企業家同友会の会員との面談機会を設ける等、施設外での大人との対話の機会が設けられている。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 1 階事務所保管のマニュアル集、ヒアリングの手順書、「意見箱設置要領 H21. 4 桃山学園」「マニュアル等の更新・確認の取り扱いについて」が設置されており、組織的に迅速に対応していることを確認した。		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		

37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> マネジメント体制は「R7 年度 桃山学園事務分担表」にて体制の確立がされている。桃山学園事故防止委員会による「事故防止マニュアル（R7 年度 11 月更新）」、事故・急変、熱中症の恐れのある者に対する処置・フロー図、熱中症ガイド等が整備されており、「桃山学園虐待防止委員会 １件」の中にある事故及びヒヤリハット報告一覧（児童支援課）にて文書化し活用されていることを確認した。園長を委員長として「防止委員」や安全委員として外部の人に入ってもらう事で、第三者目線での安全に努めていることもヒアリングで確認できた。京都市内の子ども支援課からのお知らせメールなどを使い情報を収集しており、事故、犯罪発生に注意している。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策については嘱託医、看護師と連携しながら対策している。「感染症対策員会他関係書類（令和３年～）」「感染症対策研修（2025 年新入職者）」を会議書記録から体制が確立していることを確認した。感染症マニュアル、隔離体制、対応フローなどが整備、構築されており、周知されていることを現認した。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 「避難訓練―件（令和 7 年度）」内の児童養護課避難訓練結果報告書にて避難訓練実施を確認。東小学校での地域訓練や桃山ロータリークラブ主催の企業参加による消火訓練、防災クイズイベントにも参加しており、火災想定、地震想定での訓練も行っている。「危機管理計画」内の「消防防災計画、地震発生時対応マニュアル、桃山学園非常災害対策計画、自然災害発生時における業務継続計画。桃山学園安全計画などが整備、文書化され、取り組まれていることを現認した。今後は東小学校区協定として知的障がい児家族受け入れ協定を結ぶ予定であることを聞き取った。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<コメント> 標準的な実施方法は、「日常生活サービス支援指針」として定められていることを確認した。実施方法に基づいて実施されているかどうかは、パソコンネットワーク上で全職員が共有する日誌（見聞録）の記録が行われていることを聞き取った。日々のミーティングと支援ミーティングでも実施状況を確認していることを記録により確認した。		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> 「日常生活サービス支援指針」の見直しは、職員の意見も聞きながら毎年度初めに行っていることを聞き取った。こどもからの意見については、個別面談や日々の会話、施設で現在取り組んでいる「意見表明事業」などから受けていることを具体的な事例で聞き取った。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<コメント> アセスメント手法は、「自立支援計画策定マニュアル」として定められている。責任者の設置がなされていることを業務分担表で確認した。奇数月には計画に対する進捗評価を行い、こどものニーズ把握については、こどもたちが通う学校との間で年に3回ひらかれる「学校・学園連絡会」で共有される学校での様子や嘱託医や療育担当者等の意見も踏まえていることを聞き取った。支援困難ケースについては学校からの情報を踏まえて、支援計画に盛り込んでいることを聞き取った。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 個別の支援計画については、半年に1度見直すことが「日常生活サービス支援指針」に記載があることを確認し、個別の支援計画の記録でも確認した。支援計画の変更は、支援ミーティングで話し合うとともに全職員が簡易決裁で回覧・確認する仕組みがあることを聞き取った。支援計画を緊急に変更する必要がある際は、措置機関や外部委員のアドバイスを受けながら行うことを具体的な事例で聞き取った。		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント> 記録方法については、「支援記録のガイドライン」として定められていることを確認した。記録ソフト「福祉見聞録」でこどもたちの日々の様子を共有している。定期的に支援ミーティングが開催されていることを課内会議記録で確認した。 日々の記録については、各職員の記録を課長が確認して必要な修正を促し、記録内容に差異が生じないよう日々の指導として行っていることを聞き取った。		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 文書管理方針（令和5年1月作成、令和7年4月確認）において、こどもの記録の管理方法が定められていることを確認した。個人情報の取り扱いについて、「個人データの適正管理について」とする文書において、不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法（フロー図）の記載があることを確認した。記録管理の責任者は「個人情報取扱業務概要説明書		

別紙 2」に記載があることを確認した。

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
＜コメント＞ こどもの権利擁護について、職員倫理要項に記載があることを確認し、こどもの権利ノートをこどもたちと読み合せて自身の権利について気づける取組をしていることを聞き取った。また、京都府から受託している「意見表明支援事業」というこどもの意見表明を支援する事業を通じて、こどもたちの権利擁護に務めていることを聞き取った。人権擁護研修の実施を令和 7 年 11 月 27 日の記録で確認した。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
＜コメント＞ 人権擁護研修は、令和 7 年度は 5 月、9 月、11 月の 3 回実施されていることを記録で確認した。障害のある本人に対しては、写真などを利用した説明を行った経験を聞き取った。		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
＜コメント＞ 児童相談所とも連携しながら「ライフストーリーワーク」として、こどもたちが自分のおいたちを振り返る機会を持つよう取り組んでいる。これまでに、別施設から措置変更で当該施設に入所したこどもが以前の施設を訪問したり、前施設の職員に話を聴いたりするなどしている事例があることを聞き取った。写真は、年度別こどもごとのファイルに整理し保管していることを聞き取った。		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 不適切なかかわりの発生時の対応や処分については、就業規則第 46 条で規定されている		

ことを確認した。職員へのセルフチェックの実施が行われていることは「セルフチェックテスト実施報告書」で確認した。こどもたちには、自立支援面談の機会も使って個別に伝えたり学ぶ時間を持っている。「意見表明支援事業」を通してこどもから出された意見について職員とも共有し、こどもの認識を理解する機会にしていることを聞き取った。通報者保護については、「公益通報等の処理に関する規定」での記載を確認した。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
＜コメント＞ 措置変更による入所の場合は、入所前から本人に会いに行ったり、体験的に本施設に招いたりしながら徐々にこちらの環境に慣れるようにしている。また退所で一人暮らしになるケースでは、入所期間内に一人暮らし体験をするためのアパートを確保して環境変化に対応できるよう支援していることを聞き取った。		
A⑥	A—1—（５）—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
＜コメント＞ リービングケアとしての一人暮らし体験を行っているほか、就職の場合は事前に本人と一緒に就職先に挨拶に行くなどしている。退所の状況については「アフターケア対象者支援報告書」に記載されていることを確認した。アフターケアは府・よりそい支援員・中小企業家同友会ともネットワークで行っている。卒所者に給付される奨学金については、口座振り込みにせず、現金を施設に受け取りに来るようにし、卒所後の様子を聞き取る機会にしている工夫を聞き取った。退所者が集まれる機会として「おかえり桃山亭」として開催しており、13年前の卒園者も来所するなどの事例を聞き取った。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
＜コメント＞ こどもと職員が1：1で課題を抱え込まないように、毎日職員間で行う「短時間ミーティング」で状況の共有をしていることを短時間ミーティングの記録で確認した。また、外部の意見を取り入れたケース検討を行い、対応方法について第三者から見える選択肢もあることを理解する機会を持っていることを聞き取った。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
＜コメント＞ 土日の過ごし方や夏の旅行など、こどもたちからの意見を取り入れている例を聞き取った。また、予定していなかった個別外出もこどもにとってよいと思われる状況において		

は、職員の裁量で柔軟に対応した事例を聞き取った。		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<コメント> 施設内におけるピアノの練習時間の設定について、こども同士の話し合いで解決に向かうように取り組み中であることや、高校生についてはアルバイト先との連絡は自身で行うように促していることを聞き取った。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<コメント> 学習室として勉強スペースを確保したり、大学生による学習支援を行ったりしていることを聞き取った。また、施設内には地域等からの寄贈による図書があることを施設見学で確認し、こどもたちが自由に読めるようになっていることを聞き取った。またおもちゃ等の寄贈の申し出がある場合は、こどもたちにも希望を聞き、人気のゲーム機やそのソフトなどを受けている。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<コメント> 幼児は年長のこどもたちと食事場所を分けており、それによって箸の持ち方などの指導が行いやすくなっていることを聞き取った。パソコンやスマートフォンの取り扱いについては、警察から IT 安心アドバイザーによる講習も実施していることを実施記録により確認した。		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<コメント> 幼児が落ち着いて食べられるように、年長のこどもとは食事場所を分け、児童支援員が共に食事をするようにしていることを聞き取った。嗜好調査は年に1回行われており、令和7年は6月に実施されていることを記録により確認した。毎月手作り食事会やおやつ会を実施し、こどもたちが調理する機会を作っていることを聞き取った。		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<コメント> 中高生は自分で洗濯を行っている。こどもたちが自立して暮らす環境と近しくするため、設置していた乾燥機を撤去し、自分で洗濯物を干す行動を促した事例を聞き取った。給食着のアイロンかけは、こどもたちから見えところで職員が行い、衣服の手入れの様子として見せるようにしていることを聞き取った。購入については、個別に年間予算を伝		

えて、こどもが自分で選ぶようにしている。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<コメント> 幼児は夕食時に年長のこどもたちとは分けて、落ち着いて食ができるようにしている。幼児の部屋は宿直室に近いところにし、施設面の制約はあるものの、高校生以上への個室提供をすすめるなど、年齢に応じた安心な環境づくりを行っていることを聞き取った。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<コメント> 年に２回（うち１回は学校、１回はインフルエンザ予防接種時）の健康診断を行っているほか、アトピー性皮膚炎や肌の弱い児童への対応事例を聞き取った。また服薬が必要なこどもの服薬管理については、「服薬管理マニュアル」（R7年４月改訂）に基づいたチェック表で管理されていることを確認した。		
A—2—（６）性に関する教育		
A⑯	A—2—（６）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<コメント> こどもそれぞれの背景を踏まえて、全体での機会よりも自立支援面談などで個々に話すようにしている。事例として、交際相手ができた際の距離感の持ち方についてこどもと話した例を聞き取った。職員は性暴力防止にかかる研修会に参加していることを、研修報告（令和７年１月１４日実施）で確認した。		
A—2—（７）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（７）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<コメント> 安全委員会を導入して、暴力ではなく言葉で伝えるよう日々話していることを聞き取った。職員の力量形成のための安全委員会全国大会への参加について、令和７年１０月大会の報告記録を確認した。		
A⑱	A—2—（７）—② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<コメント> 施設内で死角をなくす取り組みをしていることを聞きとった。現在の入所者は高校生が多く、夜間の対応が必要な場合が増えているため、職員の勤務パターンを変更して夜間配置人数を増やすなど、柔軟に対応している様子をききとった。		

A—2—（８）心理的ケア		
A⑱	A—2—（８）—① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
<コメント> 心理担当職員の主導により自立支援計画への助言が行われているほか、嘱託医（精神科医）や措置機関とも連携してこどもと保護者の支援を行っていることを聞き取った。職員については、発達支援センターによるスーパービジョンを受ける機会があることを聞き取った。		
A—2—（９）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（９）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> 小学生には学校の教諭の支援、中学生には学習塾の利用など、年齢にあった学習支援環境づくりを行っていることを聞き取った。電車による通学が必要だが一人での通学に課題を感じていた子どもには、一定期間職員と一緒に電車に乗って通学し、一人でも通えるようになった事例を聞き取った。		
A㉑	A—2—（９）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> それぞれの進路に合わせて、対処や措置延長の必要性の有無を判断していることを事例により聞き取った。また、京都中小企業家同友会との連携のなかでこどもたちが自由に中小企業事業者に相談できる関係性があり、こどもたちには学校や施設以外の大人から進路の考え方の助言を受けられる機会があることを聞き取った。		
A㉒	A—2—（９）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<コメント> こどもが希望した就労体験の機会が京都になかった時に、中小企業家同友会のネットワークを生かして岡山での研修が実現した事例を聞き取った。		
A—2—（１０）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（１０）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<コメント> 家庭支援専門相談員は通常より多く２名を配置して、家庭支援の充実を図ろうとしていることを聞き取った。こどもが帰省から戻ってきた時には、幼児には入浴介助時にあざの有無の確認を行い、他の年齢のこどもに対しても変化に気づけるよう注意していることを聞き取った。11月に行う施設の文化祭には、家族等に参加を促し、家族からの相談の機会にもしていることを聞き取った。		
A—2—（１１）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（１１）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

<コメント>

家庭支援専門員や措置期間とも連携して取り組んでおり、保護者の思いとこどもの思いをマッチさせる工夫を事例により聞き取った。